



宮 崎 県 公 報

平成22年 7 月16日（金曜日）号外第75号の2

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 -----（畜産課） 1 ○家畜伝染病の家畜等の移動の制限 -----（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第 478号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第456号の2）を次のとおり変更する。

平成22年 7 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 456号の2の1の(3)に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域とする。

ア 日向市大字平岩、大字幸脇、美々津町、大字塩見、大字財光寺、往還町、沖町、南町、中町、本町、大字富高の一部（汐谷崎、中原、小松崎、岩崎、新開、釜蓋、川添、横道、塚本、永菖蒲、上切畑、下切畑、上鷹巣、下鷹巣、太田、黒象、釜八重及び春町）及び東郷町全域

イ 美郷町南郷区水清谷の一部（小原、滝ノ内、小又、中ノ瀬、蕨野、荒谷及び下田の原）、南郷区神門の一部（向山、渡場瀬、石越、仁久川、五味、猪ノ越、内竹、下名木、新右衛門田及び杭谷）、南郷区中渡川の一部（杭谷及び日平）及び西郷区田代の一部（横山、西ノ八峽、扇山、鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野々原、漆ノ越、仮迫、田ノ原、園ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、小川田、小川田ノ平、構谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、小川内、日陰谷、横ノ鶴、椎久保及び横谷）

ウ 木城町大字中之又及び大字石河内の一部（鶴田、鶴懐、中別府、川口、矢櫃、鹿遊、長越、惣田及び大瀬内）

エ 西都市大字片内、大字寒川、大字三宅の一部（笹々礼及び境野）、大字穂北の一部（山浦）、大字南方の一部（横尾、椎原、鳥ノ巣及び大スダ）及び大字三納の一部（内之野、獅子堀、井上、師匠田、丸山、草牟田、万立、上原、払谷、川久保及び尾田所）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 456号の2の2の(3)に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域とする。

ア 日向市美々津町の一部（五反丸、永田、新宅、前ノ原、丸山、下福原、上福原、田久保、前田、竹の内、宮の下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、落鹿、上百町原、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、橋ノ本、浜山、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、堂面木、笹尾、高鳥、石神及び田の原）、東郷町山陰甲の一部（向原、寺迫、山ノ口、日平、落鹿、庭田及び長崎）、東郷町山陰乙の一部（日田尾及び鶴戸木）、下三ヶの一部（松尾、神陰及び葛籠内）及び坪谷の一部（桑木内及び大内）

イ 都農町全域

ウ 宮崎市佐土原町下田島の一部（桂山、蓮田、境田、伊勢田、阿弥陀寺、田島、飯重迫、坂本迫、柿田、尾脇田、京塚迫、万太郎、岩穴迫、沙汰給、伊勢ん、諏訪田、取越、地藏免、袋堀、休左工門松、垂門、大道迫、井手牟田、牟田ノ一、牟田ノ二、松添、明石、田代の一、田代の二、笹松原、大炊田、迫ノ田、大山下、江川崎、平松、上ノ原、山口ノ一、出口ノ一、江川、広瀬川沓番、広瀬川四番、鴨田、桂原、栄町、外牟田、木浦原、栗迫、竹花、鳥越、柳ノ内、三百坊、七曲、前田、山下及び藁崎）、佐土原町下那珂の一部（川添、塩田、大坪、用ノ代、前田、永田、水深、仁王作、伊賀給、熊田、竹ヶ島、中溝、馬場下、和田山、圃、小牧、潮入、小平、平廻、平村、矢野、王子ヶ廻、平権現前、土器田、田宮、羽次郎、伊茂井、久峰前谷及び久峰大日）、佐土原町上田島の一部（田中、都甲路、新城町、平城、田俣、思香田、坊ヶ池、古川、上ノ瀬、中ノ瀬、下ノ瀬、祝畑、出来畑、一ツ瀬、五條下、古ノ館、現王、松本、城ヶ下、横山、佐野原及び向ヶ廻を除く。）、佐土原町東上那珂の一部（猿喰、牛ヶ迫、仲ノ丸、藤正、白川、王子ヶ廻、東俣、三拾部、蛇廻、六峯、田俣、宮蘭、黒土田、辛子田、長掘、井手表、上平田、扇ノ丸、赤白、水尻、瀧ヶ山、永山、兎ヶ鼻、津倉橋元、三反田、叶迫、山田、西村、丹助、石塚、二本松、永正向、貫行、新馬場、坂ノ下及び項星）、佐土原町石崎1丁目、佐土原町石崎2丁目、佐土原町石崎3丁目及び佐土原町松小路

エ 木城町大字川原の一部（金瀬、柳水、樫、丸塚、後鹿倉及び甘只）及び大字石河内の一部（上谷内、柳谷、楠師、永坂

、鍋口、牧原、浜口、下鶴、大谷、野々崎、石河内、神前、地蔵ノ上、大原、尾崎、大久保、小屋町、倉谷、糸山、杵ヶ八重、春山、大平、城、芋ヶ八重及び大戸)

オ 西都市大字清水、大字鹿野田、大字都於郡町、大字右松の一部（三反田及び鷺田）、大字妻の一部（妻園及び平田）、大字三宅の一部（上永谷、奈原、居屋ノ内、壺町田、久保鶴、松ノ下、池向、八反の内、中原、長田、市ヶ園、川ノ上、土園、大形、松之内、鳥子出口、塚西、上之使、鳥子橋元、鳥子長田、竹之脇、最所畑、清水前、茶嶋、大園前、朝喰、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東下、田中、溝之手、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口二ノ西、原口二、須先、笹貫畑、堂ヶ島、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、楠木上、楠木下、下永谷、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽サ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、嶋廻、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向園、八反田、八反田木町、代手、下鎧、西原、上鎧、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、図師ヶ迫、松崎、川添、前田、平田、山王田及び毘沙門）、大字岡富の一部（西ノ前、八ノ窪、桑木畑、西川ノ上、竹ノ花、西屋敷、四日市、田窪、九樹園、下中嶋及び延名寺）、大字黒生野の一部（古川、蔵向、高屋敷、西ノ園、高園屋敷、堀内屋敷、孫太郎、岡富境、冷水、溝ノ口、札立、伏野、柳田、天子之花、大辻屋敷、明ノ前、石原、水洗、川平、藤四郎窪、川窪及び砂瀬）、大字現王島の一部（溝付、村之東及び中嶋）、大字童子丸の一部（天神田、米丸、上ノ園及び楨ノ内）、大字穂北の一部（桑木原、山内、宇戸、長山、和田川原、仲鶴、平城、串木、南無田、南田、野添、小戸口、坂ノ下、高野、上ノ原、牧原、尾畑、大木ノ原、北田、長田、牛掛、坪田、勝田川、上江、当園、瀬川、野竹、平原、内改、榎木田、八重山、圃、仲川原、宗高、川仲嶋、杉安、長谷嶺、茶屋元及び大木久保）、大字南方の一部（鉢峰、竹添、弓場ノ元、金竹ノ元、瓜葉木、岩川内、高附、楨尾、添の坪、年の神、古川、高砂、眞竹平、宝財原、長谷嶺、上の畑、坂江、中島、串木、上中川原、榎木瀬、彦三郎、鈴尾、餅田、下原、萱原、八ヶ久保、卯の木、赤星、長仙、笹ノ田、堀内、町山附、町ノ前、立野、大工西、桑ノ木原、元地神、茶屋ノ元、浜後、堂ノ前、田久保、西田、永谷、宮畑、別府川、大工畑、伊左衛門、下中川原、寺家田、坂ノ下、古川、土手木、長池、岡園及び嶋台）、大字三納の一部（宮田、松本、羽子田、松本原、甚助原、大廻、芦町、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、弓立田、白坪、新田、湯無田、尾曲、諸熊、永野大原、永野原、岸見廻、堂園、永野、二反田、松廻、榎木廻、岩ヶヶ廻、柿木廻、大山田、九月田、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、鴨目、下寺廻、赤目川原、札立、盛、赤目外川原、中川原、下川原、鶴田、久保田、上川原、大明神原、廻村、松下、外園、野原田、堤下、小坂元、曲渕、川上、門田前、竹ノ内、田良木、長谷畑、高三納、鳶野、境田、前廻、苜払、黒牟田、榎町、眞萱崎、岩戸牟田、眞米及び和泉）、大字平郡の一部（宮ノ下、天神免、別府代、菰田、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、瀬戸田、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻

田、寺廻、池袋、工田、大町、稲泉、楠廻、柳牟田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬牟田、堤下、金田、兔田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、高三納、尾能田、江子田、池田及び新開）、大字荒武の一部（彦田、大坪、城平、都於郡、浜迫、亀割、仮田、園田、山宮、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐土ヶ廻、佐土ヶ浜、梅ヶ当、藤蔵原、馬場田及び園田）、大字岩爪の一部（五百田、通迫、七百田、堂床、境田、丸岡、春田、四反田、吉ノ丸、山下、赤迫、伏ヶ迫、園田、長山、草場、七夕田、畑間、弘谷、上原、小路及び向原）、大字加勢の一部（菘添、小倉、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北及び向鶴）、大字藤田の一部（長光寺前、上鶴、野下、湯地給、落久保、上代、倉爪、三角田、王田、荒神面、鎧、藤栄、永田、高町、井添、長牟田、楠牟田、山下、横枕、百田、水溜、巨田江、上地、中園、堀之内、平島及び外園）及び大字下三財の一部（向江、天神川原、見守川、八双田、古川、北田、六升田、戸敷、古栄、池見手、藤崎、久米田下、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、亀塚屋敷、楠牟田、南牟田、永迫、宮迫、山下、大島、鶴後、遊行瀬、田ノ前、川原田、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内及び城ヶ下）

カ 川南町（前田、蜘蛛ヶ原、水神松、田中、杵手、広野地、網ヶ別府、新橋、東原、道東、道西、中野、船渡、浪掛、寺川、岩の下、高下、定塚、板唐瀬、黒鯛村上、黒鯛谷平、黒鯛、川北、西原、小迫、孫谷南、下浜、宮田、旗ヶ辻、高水、豊原、住田、孫谷、迎、土手の内、古板、牧堀、下の浜、宮ノ尻、番所、土手の内、東、甘付道東、大久保、大和、新田、出口東、上肥、黒板原、甘付道西、権現下、磯道南、北肥、中の別府、下肥、南肥、西肥、東肥、川向、中須、竹下、大猪久保、前久保、猪久保、下肥、岩下、火場川上、坂下、野々中、道上、川の上、向原、ヨゴ松、北唐瀬、香田原、光、新耕原、明原、名貫、尾鼻、東平下、大塚山、岩の本、前肥、竹の下、孫衛門、下の原、久保井手、駒見、長岡、形山上、下の原、形山下、下ノ原上、寺屋敷、北分竹浜、上の原、上の北分、狐塚下、古場山、土尻、野芝原、竹の下、竹の下下、森ヶ久保、宮田上、宮田下、八幡山、上の原南分、杓袋原、葛掛原、虚空藏免、鳥掛山、松尾谷、山瀬谷、霧島、登り口東原、下中田、野中、下肥、西川、登り口、下り口、山本、黒岩、宮田、山ノ口、後田、岩田、谷口、蟻の草、幟立、赤石、鏡谷下、赤石、椎原、住吉、松尾谷、市納上、旭ヶ丘、青鹿、井出ヶ谷、井出ノ本、宮ヶ原、大内蔵、蔵座村、明野、内野丸、黒岩、黒岩北、前田、杓袋畑、村上迫田、大岩谷、掛迫下、掛迫、乗越、掛迫中、八ツ久保、南牧原、杓袋、村上、平下、前久保、込の口、久保山、出口、古場田、保田、宮の前、家村道南、家村道北、家村下段、谷の口、櫻山、下切、細、川向、細原、牧平及び袋谷）

宮崎県告示第 478号の3

口蹄疫のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条の規定により、次のとおり物品の移動を当分の間制限する。

平成22年7月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する物品

「口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理

について(平成22年7月1日付け22消安第3232号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に基づき、農場内に封じ込め処置を行っているたい肥等(ただし、家畜防疫員等が制限の必要性のないと認めたものを除く。)

② 移動を制限する区域

ア 日向市美々津町の一部(五反丸、永田、新宅、前ノ原、丸山、下福原、上福原、田久保、前田、竹の内、宮の下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、落鹿、上百町原、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、橋ノ本、浜山、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、堂面木、笹尾、高鳥、石神及び田の原)、東郷町山陰甲の一部(向原、寺迫、山ノ口、日平、落鹿、庭田及び長崎)、東郷町山陰乙の一部(日田尾及び鶴戸木)、下三ヶの一部(松尾、神陰及び葛籠内)及び坪谷の一部(桑木内及び大内)

イ 都農町全域

ウ 宮崎市佐土原町下田島の一部(桂山、蓮田、境田、伊勢田、阿弥陀寺、田島、飯重迫、坂本迫、柿田、尾脇田、京塚迫、万太郎、岩穴迫、沙汰給、伊勢ん、諏訪田、取越、地藏免、袋堀、休左工門松、垂門、大道迫、井手牟田、牟田ノ一、牟田ノ二、松添、明石、田代の一、田代の二、笹松原、大炊田、迫ノ田、大山下、江川崎、平松、上ノ原、山口ノ一、出口ノ一、江川、広瀬川老番、広瀬川四番、鴨田、桂原、栄町、外牟田、木浦原、栗迫、竹花、鳥越、柳ノ内、三百坊、七曲、前田、山下及び蓑崎)、佐土原町下那珂の一部(川添、塩田、大坪、用ノ代、前田、永田、水深、仁王作、伊賀給、熊田、竹ヶ島、中溝、馬場下、和田山、圃、小牧、潮入、小平、平廻、平村、矢野、王子ヶ廻、平権現前、土器田、田宮、羽次郎、伊茂井、久峰前谷及び久峰大日)、佐土原町上田島の一部(田中、都甲路、新城町、平城、田俣、思香田、坊ヶ池、古川、上ノ瀬、中ノ瀬、下ノ瀬、祝畑、出来畑、一ツ瀬、五條下、古ノ館、現王、松本、城ヶ下、横山、佐野原及び向ヶ廻を除く。)、佐土原町東上那珂の一部(猿喰、牛ヶ迫、仲ノ丸、藤正、白川、王子ヶ廻、東俣、三拾部、蛇廻、六峯、田俣、宮蘭、黒土田、辛子田、長掘、井手表、上平田、扇ノ丸、赤白、水尻、瀧ヶ山、永山、兔ヶ鼻、津倉橋元、三反田、叶迫、山田、西村、丹助、石塚、二本松、永正向、貫行、新馬場、坂ノ下及び項星)、佐土原町石崎1丁目、佐土原町石崎2丁目、佐土原町石崎3丁目及び佐土原町松小路

エ 木城町大字川原の一部(金瀬、柳水、榎、丸塚、後鹿倉及び甘只)及び大字石河内の一部(上谷内、柳谷、楠師、永坂、鍋口、牧原、浜口、下鶴、大谷、野々崎、石河内、神前、地藏ノ上、大原、尾崎、大久保、小屋町、倉谷、糸山、栢ヶ八重、春山、大平、城、芋ヶ八重及び大戸)

オ 西都市大字清水、大字鹿野田、大字都於郡町、大字右松の一部(三反田及び鷺田)、大字妻の一部(妻蘭及び平田)、大字三宅の一部(上永谷、奈原、居屋ノ内、老町田、久保鶴、松ノ下、池向、八反の内、中原、長田、市ヶ蘭、川ノ上、土蘭、大形、松之内、鳥子出口、塚西、上之使、鳥子橋元、鳥子長田、竹之脇、最所畑、清水前、茶嶋、大蘭前、朝喰、石坂、尾筋北上、尾筋西下、尾筋東下、田中、溝之手、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口ノ西、原口二、須先、笹貫畑、堂ヶ島、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、榑木上、榑木下、下永谷、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、

六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽サ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、嶋廻、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向蘭、八反田、八反田木町、代手、下鑑、西原、上鑑、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、凶師ヶ迫、松崎、川添、前田、平田、山王田及び毘沙門)、大字岡富の一部(西ノ前、八ノ窪、桑木畑、西川ノ上、竹ノ花、西屋敷、四日市、田窪、九樹園、下中嶋及び延名寺)、大字黒生野の一部(古川、蔵向、高屋敷、西ノ蘭、高蘭屋敷、堀内屋敷、孫太郎、岡富境、冷水、溝ノ口、札立、伏野、柳田、天子之花、大辻屋敷、明ノ前、石原、水洗、川平、藤四郎窪、川窪及び砂瀬)、大字現王島の一部(溝付、村之東及び中嶋)、大字童子丸の一部(天神田、米丸、上ノ園及び槇ノ内)、大字穂北の一部(山内、字戸、長山、和田川原、仲鶴、平城、串木、南無田、南田、野添、小戸口、坂ノ下、高野、上ノ原、牧原、尾畑、大木ノ原、北田、長田、牛掛、坪田、勝田川、上江、当蘭、瀬川、野竹、平原、内改、榎木田、八重山、圃、仲川原、宗高、川仲嶋、杉安、長谷嶺、茶屋元、大木久保及び桑木原)、大字南方の一部(鉢峰、竹添、弓場ノ元、金竹ノ元、瓜葉木、岩川内、高附、槇尾、添の坪、年の神、古川、高砂、眞竹平、宝財原、長谷嶺、上の畑、坂江、中島、串木、上中川原、榎木瀬、彦三郎、鈴尾、餅田、下原、萱原、八ヶ久保、卯の木、赤星、長仙、笹ノ田、堀内、町山附、町ノ前、立野、大工西、桑ノ木原、元地神、茶屋ノ元、浜後、堂ノ前、田久保、西田、永谷、宮畑、別府川、大工畑、伊左衛門、下中川原、寺家田、坂ノ下、古川、土木手、長池、岡蘭及び嶋台)、大字三納の一部(宮田、松本、羽子田、松本原、基助原、大廻、芦町、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、弓立田、白坪、新田、湯無田、尾曲、諸熊、永野大原、永野原、岸見廻、堂園、永野、二反田、松廻、榎木廻、岩ヶヶ廻、柿木廻、大山田、九月田、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、鴨目、下寺廻、赤目川原、札立、盛、赤目外川原、中川原、下川原、鶴田、久保田、上川原、大明神原、廻村、松下、外園、野原田、堤下、小坂元、曲淵、川上、門田前、竹ノ内、田良木、長谷畑、高三納、鷹野、境田、前廻、苜払、黒牟田、榎町、眞堂崎、岩戸牟田、眞米及び和泉)、大字平郡の一部(宮ノ下、天神免、別府代、菰田、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、瀬戸田、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、大町、稲泉、楠廻、柳牟田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬牟田、堤下、金田、兎田、緩田、南川、嶋山、鴨目ヶ廻、高三納、尾能田、江子田、池田及び新開)、大字荒武の一部(彦田、大坪、城平、都於郡、浜迫、亀割、仮田、園田、山宮、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐土ヶ廻、佐土ヶ浜、梅ヶ当、藤蔵原、馬場田及び園田)、大字岩爪の一部(五百田、通迫、七百田、堂床、境田、丸岡、春田、四反田、吉ノ丸、山下、赤迫、伏ヶ迫、園田、長山、草場、七夕田、畑間、払谷、上原、小路及び向原)、大字加勢の一部(蓑添、小倉、坂ノ上、森木、尾能、八反田川南、八反田川北及び向鶴)、大字藤田の一部(長光寺前、上鶴、野下、湯地給、落久保、上代、倉爪、三角田、王田、荒神面、鑑、藤栄、永田、高町、井添、長牟田、楠牟田、山下、横枕、百田、水溜、巨田江、上地、中園、堀之内、平島及び外園)及

び大字下三財の一部（向江、天神川原、見守川、八双田、古川、北田、六升田、戸敷、古榮、池見手、藤崎、久米田下、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、亀塚屋敷、楠牟田、南牟田、永迫、宮迫、山下、大島、鶴後、遊行瀬、田ノ前、川原田、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内及び城ヶ下）

カ 川南町（前田、蜘蛛ヶ原、水神松、田中、牟手、広野地、網ヶ別府、新橋、東原、道東、道西、中野、船渡、浪掛、寺川、岩の下、高下、定塚、板唐瀬、黒鯛村上、黒鯛谷平、黒鯛、川北、西原、小迫、孫谷南、下浜、宮田、旗ヶ辻、高水、豊原、住田、孫谷、迎、土手の内、古板、牧堀、下の浜、宮ノ尻、番所、土手の内、東、甘付道東、大久保、大和、新田、出口東、上肥、黒板原、甘付道西、権現下、磯道南、北肥、中の別府、下肥、南肥、西肥、東肥、川向、中須、竹下、大猪久保、前久保、猪久保、下肥、岩下、火場川上、坂下、野々中、道上、川の上、向原、ヨゴ松、北唐瀬、香田原、光、新耕原、明原、名貫、尾鼻、東平下、大塚山、岩の本、前肥、竹の下、孫衛門、下の原、久保井手、駒見、長岡、形山上、下の原、形山下、下ノ原上、寺屋敷、北分竹浜、上の原、上の北分、狐塚下、古場山、土尻、野芝原、竹の下、竹の下の下、森ヶ久保、宮田上、宮田下、八幡山、上の原南分、杓袋原、葛掛原、虚空藏免、鳥掛山、松尾谷、山瀬谷、霧島、登り口東原、下中田、野中、下肥、西川、登り口、下り口、山本、黒岩、宮田、山ノ口、後田、岩田、谷口、蟻の草、幟立、赤石、鏡谷下、赤石、椎原、住吉、松尾谷、市納上、旭ヶ丘、青鹿、井出ヶ谷、井出ノ本、宮ヶ原、大内藪、藏座村、明野、内野丸、黒岩、黒岩北、前田、杓袋畑、村上迫野、大岩谷、掛迫下、掛迫、乗越、掛迫中、八ツ久保、南牧原、杓袋、村上、平下、前久保、込の口、久保山、出口、古場田、保田、宮の前、家村道南、家村道北、家村下段、谷の口、櫻山、下切、細、川向、細原、牧平及び袋谷）